

↳ 教育訓練費で節税を

Q : 教育訓練費をたくさん使うと節税になると聞いたのですが、どのような制度になっているのですか？

A : 今年の税制改正で創設された制度で、次のような内容になっています。

【解説】

この制度は、従業員のスキルアップに必要な講習や研修などの費用(教育訓練費といいます)を会社が負担した場合に、一定の金額を税額から控除してくれるという制度で、「人材投資減税」などと呼ばれています。概要は、次のとおりです。なお、この制度は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

①一般法人

教育訓練費が、その直前2期間の教育訓練費の平均額を超える場合は、その超える部分の金額の25%相当額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められます(ただし、その事業年度の税額の10%を限度とします。②において同じ)。

②中小企業者等

当期の教育訓練費に次の割合を乗じて求めた額を当期の法人税額から控除することが認められます。

- イ. 教育訓練費増加割合が40%以上の場合…20%
- ロ. 教育訓練費増加割合が40%未満の場合…教育訓練費増加割合の50%

教育訓練費増加割合 = (教育訓練費 - 直前2期の教育訓練費の平均額) ÷ 直前2期の教育訓練費の平均額

